

## 千葉県結婚新生活支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、少子化対策の強化、及び高齢化が進む住宅団地の活性化を図るため、婚姻を機に新生活に係る住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を、予算の範囲内で補助するものとし、その補助について、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 新婚世帯 （申請年度の前年度の1月1日から申請年度の3月31日）までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦。

(2) 住居費 ア又はイのいずれかに該当する費用をいう。

ア 婚姻を機に中古住宅を取得する際に要した費用のうち、建物の購入費とする。

イ 婚姻を機に住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料とする。ただし、賃料及び共益費については、転居日の属する月（申請年度の前年度の3月31日以前に転居した場合は申請年度の4月1日）から申請日の属する月までに係る費用とする。なお、次のいずれかに該当する場合は、それぞれに該当する費用を対象とする。

(ア) 夫婦の一方が婚姻前から賃借していた住居の場合

婚姻を契機とした同居開始日から生じた費用（婚姻の前に生じた費用は、契約書等により婚姻を前提とした同居であることが確認できる場合に限り。）

(イ) 婚姻の前から夫婦が同居している住居の場合

婚姻の後に生じた費用

(ウ) 婚姻を機に新たに住居を賃借する場合

同居開始日から生じた費用（婚姻の前に生じた費用は、賃貸借契約書等により婚姻を前提とした同居であることが確認できる場合に限り。）

(3) 引越費用 婚姻に伴い中古住宅又は賃借する住居に引越しする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(4) リフォーム費用 婚姻に伴い住居をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。

(5) 高経年住宅団地 「ちば・まち・ビジョン（立地適正化計画）」に規定する居住促

進区域（居住誘導区域）内で開発から40年以上経過した5ha以上の団地又はそれに準じた住宅団地・地区の内、別紙に示すものをいう。

(6) 中古住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第2項に規定する「新築住宅」に該当しないもの。

(7) 転居日 住民票における「住民となった年月日」をいう。

（補助対象世帯）

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 夫婦の双方又はいずれかが、婚姻を機に（婚姻日から遡って一年以内を限度とする。）高経年住宅団地以外から高経年住宅団地へ転居しており、原則として住居の契約名義人が夫婦のいずれかであること。
- (2) 申請時に夫婦双方の住民票の住所が入居対象となる住居の住所となっており、かつ申請日より2年以上継続して居住する意思があること。
- (3) 世帯に外国人住民を含む場合にあっては、永住者の在留資格又は申請時における残りの在留期間を2年以上有していること。
- (4) 過去に、夫婦の双方又はいずれかが、内閣府又はこども家庭庁が定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に規定する結婚新生活支援事業又は結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに基づく補助金の交付（他の自治体からの補助金交付を含む。）を受けていないこと。
- (5) 過去に、夫婦の双方又はいずれかが、千葉県三世帯同居・近居支援事業、千葉県子育て世帯住替え支援事業、千葉県子育て世帯等住替え支援事業に基づく補助を受けていないこと。
- (6) 市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (8) 本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。
- (9) 婚姻時に、夫婦双方の年齢が39歳以下であること。
- (10) 次項により算出した世帯の所得が500万円未満であること。
- (11) 戸籍に婚姻の事実が記載されていること又は日本方式により婚姻の事実を届け出ていること。
- (12) 夫婦の双方が、次のいずれかを申請年度の4月1日から申請日までの間に実施していること。

ア ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

- 2 世帯の所得の算出方法は、所得証明書をもとに、夫婦の申請年度の前年所得を合算した金額とする。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

（補助金の額等）

- 第4条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用を合わせた額を対象とし、
- 1 世帯当たり30万円（婚姻時における夫婦の年齢がともに29歳以下である新婚世帯にあつては、60万円）を上限とする。
  - 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。
  - 3 補助にあたっては、申請年度の4月1日から3月31日までの間に行われた支出を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する費用は補助対象外とする。
    - (1) 賃貸費用について勤務する事業所から住居に係る手当が支給されている場合は、当該手当分
    - (2) 他の公的制度による家賃補助等の交付を受けた経費

（補助金の交付申請等）

- 第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、千葉市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明書）
  - (2) 世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載されているものに限る。）
  - (3) 世帯の所得がわかる書類
  - (4) 市税（延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類
  - (5) 貸与型奨学金の返済額がわかる書類（当該奨学金の貸与を受けている場合）
  - (6) 入居対象となる住居の売買契約書の写し（住居を購入した場合）
  - (7) 入居対象となる住居の賃貸借契約書の写し（住居を賃借している場合）
  - (8) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居を賃借している場合）
  - (9) 住居の取得費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を支払ったことを証する書類
  - (10) 引越しに係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合）

- (1 1) リフォームに係る領収書の写し（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合）
  - (1 2) リフォーム工事の契約内容が確認できる工事請負契約書又は請書の写し及びリフォーム工事前後の様子が確認できる写真等（リフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合）
  - (1 3) 誓約書（様式第3号）
  - (1 4) 在留カード又は特別永住者証明書等の在留期間が確認できる書類（外国人住民の場合）
  - (1 5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項第1号（戸籍謄本の場合に限る。）から第4号までに掲げる書類は、個人情報確認同意書（様式第4号）の提出により省略することができる。

（交付決定通知等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金交付決定兼額確定通知書（様式第5号）により、速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 補助対象者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

（決定の取消通知）

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
  - (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- 2 規則第17条第3項の規定による取消しは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既

に交付されているときは、すみやかに当該補助金を返還しなければならない。

2 規則第18条第1項の規定による返還の命令は、補助金返還命令書（様式第9号）  
によ通知するものとする。

（報告等）

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して現地調査を行うほか、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年8月23日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 高経年住宅団地一覧

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
中央区	東千葉地区	東千葉1丁目の一部
		東千葉2丁目の一部
		東千葉3丁目の一部
花見川区	横戸台団地	横戸台
	こてはし台団地	こてはし台1丁目
		こてはし台2丁目の一部
		こてはし台3丁目
		こてはし台4丁目の一部
		こてはし台5丁目
	こてはし台6丁目	
	花見川団地	花見川
にれの木台団地	朝日ヶ丘2丁目	
西小中台団地	西小中台	
稲毛区	柏台地区	さつきが丘1丁目の一部
		さつきが丘2丁目
		柏台
都賀の台団地	千草台1丁目	
	千草台2丁目	
	あやめ台団地	あやめ台
若葉区	都賀の台団地	都賀の台1丁目
		都賀の台2丁目
		都賀の台3丁目
		都賀の台4丁目の一部
		北大宮台団地
	若松台団地	若松台1丁目の一部
		若松台2丁目の一部
		若松台3丁目の一部
	大宮台団地	大宮台1丁目
		大宮台2丁目
		大宮台3丁目
		大宮台4丁目
		大宮台5丁目
		大宮台6丁目
		大宮台7丁目の一部
	千城台団地	千城台東1丁目
		千城台東2丁目
		千城台東3丁目
		千城台東4丁目の一部
		千城台西1丁目
		千城台西2丁目
千城台西3丁目の一部		
千城台南1丁目		
千城台南2丁目		
千城台南3丁目の一部		
千城台南4丁目の一部		
千城台北1丁目の一部		
千城台北2丁目		
千城台北3丁目		
千城台北4丁目		
小倉台団地	小倉台1丁目の一部	
	小倉台2丁目の一部	
	小倉台3丁目	
	小倉台4丁目	
	小倉台5丁目	
	小倉台6丁目の一部	
	小倉台7丁目	
みつわ台団地	みつわ台1丁目の一部	
	みつわ台2丁目	
	みつわ台3丁目	
	みつわ台4丁目	
	みつわ台5丁目	

区	住宅団地・地区名称	町丁目・大字(※)
緑区	大木戸台団地	大木戸町の一部
	大椎台団地	大椎町の一部
	越智はなみずき台団地	越智町の一部
美浜区	海浜ニュータウン(高洲)	高洲1丁目
		高洲2丁目
		高洲3丁目
		高洲4丁目
	海浜ニュータウン(高浜)	高浜1丁目
		高浜3丁目
		高浜4丁目
		高浜5丁目
	海浜ニュータウン(真砂)	高浜6丁目
		真砂1丁目
		真砂2丁目
		真砂3丁目
真砂4丁目		
海浜ニュータウン(磯辺)	真砂5丁目	
	磯辺1丁目	
	磯辺2丁目	
	磯辺3丁目	
	磯辺4丁目	
	磯辺5丁目	
	磯辺6丁目	
	磯辺7丁目	
幸町団地	幸町2丁目	
幸町東地区	幸町1丁目5	
	幸町1丁目7	
	幸町1丁目8	
稲毛海岸地区	稲毛海岸1丁目	
	稲毛海岸3丁目	
	稲毛海岸4丁目	

(※)「〇〇の一部」と記載されている場合は、該当所在地の内、「ちば・まち・ビジョン(立地適正化計画)」に定義される居住促進区域内で開発から40年以上経過した5ha以上の団地又はそれに準じた団地部分のみを対象とする。

補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

郵便番号

住 所

氏 名

千葉市 { 子育て世帯等住替え支援事業  
結婚新生活支援事業 } 補助金の交付を受けたいので、千葉市 { 子育て世帯等住替え支援事業  
結婚新生活支援事業 }

交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項

は、事実と相違ありません。

記

1 新婚世帯について

婚姻届受理日(婚姻日)	年 月 日	
フリガナ	(フリガナ)	(フリガナ)
氏名	(夫)	(妻)
生年月日	年 月 日	年 月 日
婚姻日時点の年齢	歳	歳
転居日(住民票の異動日)	年 月 日	年 月 日
前年度の所得(夫婦の合計)※1 (右のいずれかに○)	500万円以上 ・ 500万円未満	
勤務先からの住宅手当	(夫) 無・有	(妻) 無・有
貸与型奨学金の有無 (有の場合は月々の返済額)	(夫) 無・有 ( 円/月)	(妻) 無・有 ( 円/月)
転居前の住所※2	(〒 - )	
転居後の住所	(〒 - )	
連絡先の電話番号	(いずれかに○) 夫・妻	
連絡先のメールアドレス	(いずれかに○) 夫・妻	

## 2 補助申請額について

住居費 (購入の場合)	契約締結年月日	年 月 日	
	契約金額(A)	円	
住居費 (賃借の場合)	契約締結年月日※3	年 月 日	
	賃料・共益費の合計 (B)	月額 円	
	住居手当 (C)	月額 円	
	支払金額 (D) = ((B) - (C)) × 月数	円	
	その他住居費 (E) (敷金、礼金、仲介手数料、日割家賃、日割共益費)	敷金	円
		礼金	円
		仲介手数料	円
日割家賃 ( 月分)		円	
日割共益費 ( 月分)		円	
引越費用	引越年月日	年 月 日	
	費用 (F)	円	
リフォーム 費用	リフォーム工事完了年月日	年 月 日	
	費用 (G)	円	
合計	((A) 又は (D)) + (E) + (F) + (G)	円	
補助申請額	合計のうち、30万円(夫婦ともに29歳以下の場合、60万円)を上限に、1000円未満を切り捨てた額を記載してください。		

### 注意事項

- ※1: 課税(所得)証明書の「合計所得金額」欄に記載された金額の合計を記載してください。
- ※2: 夫婦の双方又はいずれかが、高経年住宅団地以外から高経年住宅団地に引っ越したことがわかる住所を1つ記入してください。
- ※3: 契約締結日を原則としますが、入居開始日が別途定められている場合は入居開始日を記載してください。

## 3 夫婦ともに実施した講座等について

	夫	妻
実施した講座名		
①～④のうち、該当する番号		
実施日		

※以下のいずれかに該当するものを1つ以上選択し、申請前に実施してください。(別々の講座等でも可)

また、受講等を確認できる資料を添付してください。

- ① ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)
- ② プレコンセプションケアに関する講座の受講
- ③ 医療機関への妊娠・出産に関する相談
- ④ 共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)の受講

（あて先）千葉市長

給与等の支払者

所在地

名 称

氏 名

電話番号

印

## 住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

### 記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

住宅手当	月額	円（	年	月現在）
備考				

### 注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担するすべての手当です。
- 2 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。
- 3 対象者の住所欄には、住民票の住所を記入してください。
- 4 転居日（住民票の異動日）から補助金申請日までの間に支払われた住宅手当が対象です。  
当該期間内に金額の変動がある場合は、詳細を備考欄に記載してください。

## 誓約書

## 誓約事項

補助金の交付申請にあたり、以下の通り誓約します。

- (1) 私と配偶者は、申請日より2年以上継続して千葉市内の高経年住宅団地に居住する意思を有します。
- (2) 私と配偶者は、他の公的制度による家賃補助等の交付を受けた経費を申請していません。
- (3) 私と配偶者は、過去に、内閣府又はこども家庭庁が定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に規定する結婚新生活支援事業又は結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラムに基づく補助金の交付（他の自治体からの補助金交付を含む。）を受けていません。
- (4) 私と配偶者は、過去に、千葉県三世代同居・近居支援事業、千葉県子育て世帯住替え支援事業、千葉県子育て世帯等住替え支援事業に基づく補助を受けていません。
- (5) 私と配偶者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（ア）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- (6) 申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還いたします。
- (7) 私と配偶者は、団地住替え支援事業に係るアンケートに協力します。

誓約年月日	年 月 日
住 所	千葉県 区
氏 名	(夫) (妻)

年 月 日

(あて先) 千葉市長

郵便番号

住 所

・申請者 氏 名 (※)

生年月日 年 月 日

・配偶者 氏 名 (※)

生年月日 年 月 日

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

## 個人情報確認同意書

私は、} { 子育て世帯等住替え支援事業  
結婚新生活支援事業 } 補助金の申請にあたり、私に関する下記の情報を、

市長が確認することに同意します。

### 記

1. 千葉市内に登録のある住民記録情報  
氏名、住所、生年月日、前住所、住民となった年月日、住所を定めた年月日  
※補助金の交付申請および事業の効果検証に必要な範囲での確認・利用に限る
2. 申請年度の市県民税所得証明に記載のある所得金額  
※申請年の1月1日時点（申請日が1月以降の場合は前年の1月1日時点）で千葉市に住民票がある場合に限る
3. 市税（延滞金を含む。）の納税状況（滞納の有無）
4. 市営住宅の家賃の支払い状況  
※千葉市内の市営住宅に居住している場合に限る
5. 戸籍情報（婚姻の事実を確認するために必要な範囲に限る）

住 所

氏 名

様

## 補助金交付決定兼額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市結婚新生活支援事業補助金の交付について、次のとおり交付決定及び確定したので、千葉市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

1 補助金の交付決定額及び交付確定額

	十万	万	千	百	十	円
金				0	0	0

2 交付の条件

住 所  
氏 名 様

## 補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった千葉市結婚新生活支援事業補助金の交付について、  
次の理由により交付しないことを決定したので、千葉市結婚新生活支援事業補助金交付要  
綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

記

（理由）

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

（あて先）千葉市長

住 所

氏 名

電話番号

### 補助金交付請求書

年 月 日付け千葉市指令 第 号千葉市結婚新生活支援事業補助金交付決定兼額確定通知書により確定した補助金について、千葉市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり請求します。

#### 記

請求金額

金	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

※金額は右詰めで記入すること。

補助金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
貯金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）		
口座番号			
口座名義	ワガナ		

※口座名義については必ず請求者氏名と一致すること。

住 所  
氏 名 様

## 補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した千葉市結婚新生活支援事業補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

### 記

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1 補助金の交付決定額 | 円   |
| 2 取消後の交付決定額 | 0円  |
| 3 取消しの理由    | のため |

### 審査請求等について

- この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所

氏 名

様

## 補助金返還命令書

年 月 日付け千葉市達 第 号で交付決定の取消しのあった千葉市結婚新生活支援事業補助金について、千葉市補助金等交付規則第18条第1項の規定により、下記により返還を命じます。

年 月 日

千葉市長

### 記

- 1 補助金の既交付額 円
- 2 返還すべき額 円
- 3 返還期限 年 月 日まで
- 4 返還方法 別紙納入通知書兼領収書による。

### 審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。